

〔(様式第8) 実績報告書〕

(様式第8)

日本商工会議所 事務局長 殿

① 平成 29 年 9 月 20日

② 住 所 ○○県○○市○1-1-1
名 称 □□商店
代表者の役職・氏名 代表 小規模 太郎 印
※共同申請の場合は連名

平成 28 年度第 2 次補正予算 小規模事業者持続化補助金に係る
補助事業実績報告書

小規模事業者持続化補助金交付要綱<一般型>第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名(補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。)

③ 小規模事業者持続化補助金事業
(平成 29 年 8 月 28 日交付決定)

2. 事業期間

④ 開始 平成 29 年 4 月 1日
⑤ 終了 平成 29 年 8 月 31日

3. 実施した補助事業の概要

(1) 事業者名

⑥ □□商店

(2) 事業名

⑦ 新製品の開発と、展示会等での新規顧客獲得のための販路拡大事業

(3) 事業の具体的な取組内容

⑧ ア) 新商品を製造するために□□を購入し、使用を開始した。(機械装置等費)
イ) 印刷会社に依頼して新商品のチラシを△△部作成し、展示会や既存顧客に配布し、新商品の宣伝をした。(広報費)
ウ) ○○産業展示会へ出展し、来場者に、自社商品、新製品を紹介することで商品の認知度を向上を図った。(展示会等出展費、旅費)

(4) 事業成果(概要)

⑨ ア) 機械装置購入により、新商品の生産が可能になり、売上の増加が見込まれる。
イ) チラシの配布により、新製品の問い合わせが確実に増えてきている。
ウ) 展示会に出展することで、多くの来場者に新製品の詳しい案内ができた、また業界の中での当社のニーズを把握できた。

(5) 事業経費の状況

・支出内訳書(別紙 3)

〔(様式第8) 実績報告書〕は、必ず提出してください。
[様式第8記入用フォーマット表示](#)

必要

Point

記載内容に問題がないこと、報告された補助事業の実施内容が、申請し、交付決定された内容(変更承認を受けた場合は承認された内容)に適合していることなどを、確認します。

① 提出日の記載は正しいですか。(事業終了日から30日以内の日、または平成30年1月10日のいずれか早い日まで)

② 申請書(様式1)または登録事項変更届に記載された内容と同じですか。

③ 交付決定日(「交付決定通知書」に記載されている右上の日付)と同じですか。

④ ③以降の日付ですか。

⑤ 支払、納品日を含め補助事業がすべて完了した日ですか(事業実施期限は平成29年12月31日まで)。

⑥ 申請書(様式1)または登録事項変更届に記載された名称と同じですか。

⑦ 申請書(様式3)1.1 補助事業で行う事業名と同じですか。

⑧ 実施した補助事業の内容が具体的に記入されていますか。

⑨ ⑧に記入した補助事業を実施した結果、どのような成果があったかが記入されていますか。

《共同申請の場合》

②⑥については、連名でご記入ください。

⑧は、補助事業者ごとに取組内容を記入してください。

〔様式第8〕実績報告書

(6) 本補助事業がもたらす効果等

⑪ 本補助事業にて、現顧客だけでなく、幅広い顧客層へのアピールが出来た。またこのタイミングで作成した新商品や今までの商品の販路を開拓するに当たり、どのようにターゲットを絞り、進めていけばいいのかの道筋をつけることができ、今後の売上に繋がっていくと思われる。

(7) 本補助事業の推進にあたっての改善点、意見等

4. 「従業員の賃金を引き上げる取り組み」について（該当者のみ）

* 「従業員の賃金を引き上げる取り組み」により50万円を超える補助金の交付を受けようとする場合は、下欄にチェックを付したうえで、以下、記載してください。

〔様式第8〕実績報告書は、必ず提出してください。
様式第8記入用フォーマット表示

必要

Point

記載内容に問題がないこと、報告された補助事業の実施内容が、申請し、交付決定された内容（変更承認を受けた場合は承認された内容）に適合していることなどを、確認します。

⑪ 実際に補助事業に取り組んだことで、どのような効果があったか、または今後見込まれるかが記入されていますか。

《やらなかった・できなかった場合》

・申請時に予定していた経費を、補助対象経費として計上していない場合はその理由を3. (3) 事業の具体的な取組内容欄にご記入ください。

補助金上限引き上げの対象の方

・申請時に予定していた「買物弱者対策の取り組み」、「海外展開の取り組み」ができなかった場合も、その理由を3. (3) 事業の具体的な取組内容欄にご記入ください。

※ 「従業員の賃金を引き上げる取り組み」、「雇用を増加させる取り組み」は、該当のページをご参照ください。